

自動車リースに係る規制改革の現状

2012年9月30日現在
社団法人リース事業協会

■当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図るため、リース及びリース事業に係る規制の調査研究並びに提言を行っています。

■自動車リースに関する項目としては、次の3項目となります。

1. 使用者に係る規制
2. 自動車リース業に係る規制
3. 自動車関連諸制度の改善

1. 使用者に係る規制

- 自動車リースの使用者に係る規制については、1980年代に一部規制の撤廃・緩和が行われました。
- 1996年に貨物・旅客運送事業者に対する自動車リースの規制が撤廃されたことにより、現在、自動車リースの使用者に係る規制はありません。
- 規制の撤廃によって、自動車の使用者（事業者及び個人等）は調達方法（リースまたは取得）を自由に選択できるようになり、関連産業への経済効果も含めて、わが国経済の活性化が促進されています。

〈経緯〉

年	内容
1968年	貨物運送事業者に対する自動車リースについて、1年以上のファイナンス・リース等を条件として解禁。
1984年	給与所得者に対する自動車リースの解禁。
1986年	旅客運送事業者（個人タクシー除く）に対する自動車リースについて、「保有台数の50%を限度として、事業開始3年経過、かつ、ファイナンス・リースに限る」とする規制の統一化（陸運支局単位で異なる規制の統一化）。
1988年	上記1986年規制のうち保有台数50%規制の撤廃、個人タクシーに対するリースの解禁。
1989年	レンタカー事業者に対するファイナンス・リース及びメンテナンス・リースの解禁。
1990年	貨物運送事業者に対する自動車のリースについて、「事業開始3年経過、かつ、ファイナンス・リースに限る」とする規制。
1996年	貨物運送事業者及び旅客運送事業者に対する自動車リースの規制撤廃、メンテナンス・リースの解禁。

2. 自動車リース業に係る規制

- 自動車リース業を行う場合、国土交通大臣の許可が必要とされていましたが、2006年に道路運送法が改正されたことにより許可制が廃止されました。
- 自動車リース業に係る規制が撤廃されたことにより、公正かつ自由な経済活動の機会が確保され、わが国経済の活性化が図られています。

〈経緯〉

年	内容
1951年	道路運送法の制定（自動車を有償で貸渡す場合の許可制の導入）。
1989年	リース車両1台ごとの許可から事業所単位での許可とする規制緩和。
1996年	許可年限（4年）の撤廃、事業所単位の許可から本社一括許可とする規制緩和。
2006年	自動車リースの許可制廃止。

3. 自動車関連諸制度の改善

- 自動車を所有・使用する場合には、自動車の登録・検査、自動車関連諸税の申告・納付、自動車賠償責任保険の付保、車庫証明などの自動車関連諸制度に係る手続きが必要となります。
- 自動車関連諸制度は自動車リース取引を想定したものではないため、不合理な手続きなどがあり、公正かつ自由な経済活動の発展が阻害されていることから、当協会においては、自動車関連諸制度の改善に関する提言を行っています。
- 当協会の提言などにより、1990年代の半ば以降、自動車リース取引と自動車関連諸制度との調和が進み、2005年から「自動車関連諸手続きのワンストップサービス（電子化）」が導入され、2008年には自動車の所有形態が多様化していることを踏まえ「登録識別情報制度」が導入されました。
- 自動車関連諸制度が改善されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進されることとなります。

〈経緯〉

年	内容
1995年	行方不明車両の登録抹消手続きについて司法判断を得た上での緩和措置。 車庫証明申請書類の統一化。
1996年	所有者による継続車検取得（一定条件下での使用者押印の省略）。 運送事業者向け・レンタカー事業者向けリース車両の登録抹消手続き簡素化。
2000年	行方不明軽自動車の自動車検査証返納手続きについて司法判断を得た上での緩和措置。
2005年	自動車関連諸手続きのワンストップサービスの稼働（電子化）。
2008年	自動車の所有者と使用者が異なる場合の登録識別情報制度の導入。

以上